

おいしい三国高原野菜を消費者へ

三国高原は、瀬戸市北部の三国山の中腹にあり、標高は500m～600m程度で、気温は平地に比べて3～4℃低く、寒暖の差も大きくなっています。ここでは、夏野菜のキュウリ、トマトを始めとした多種類の野菜が栽培され、消費者からは、「三国高原の野菜は甘みが強い。」と好評を得ています。

こうしたおいしい三国高原野菜を平成23年3月にオープンした「道の駅瀬戸しなの」で販売しようと農家の女性11名が三国高原農事組合女性部を設立し、ブランド化に取り組んでいます。

女性部では、「どうしたら消費者に三国高原野菜の良さを知ってもらい買ってもらえるか」について話し合いを重ねました。その中で、春から秋には平坦地と同じ野菜が直売所に多く並び標高を活かした販売ができていない、冬期の商品として販売できるものが極めて少ない、という課題が明らかになりました。



三国高原農事組合女性部のみなさん



ブランドマークを貼った商品

こうしたことから、高原が適地であり、以前にこの地区で栽培されていたヤマゴボウの特産品化の取組を始めました。女性部全員が作付けし、農業改良普及課の指導を受けながら栽培方法の検討を行いました。収穫したヤマゴボウは、「道の駅瀬戸しなの」の歳末イベントで、三国高原産であることが消費者に一目でわかるように、考案したブランドマークを袋に貼って消費者に無料で配布し、アンケートや漬物の試食を行いPRしました。

また、今後の取組の参考にするために、平成24年3月にあいちブランド化創出委員会に参加しました。「高原野菜というのは消費者に対してイメージが良い。“この野菜はこういうところで作られた野菜なんだ”ということを伝えることが大切。」「メンバーが絶対の自信を持って消費者にお勧めできるものを作る。商品の魅力が説明できないと結局は買ってもらえない。」などのアドバイスがありました。



あいちブランド創出委員会

平成24年度は、当事務所や市役所が支援しながら、標高の高い高原ならではの野菜として、夏穫りダイコン、ちぢみホウレンソウ等の試験栽培やヤマゴボウの漬物の商品開発を進めています。

向学心に燃える若手鉢物生産者

尾張北西部には、一宮市、稲沢市、大口町を中心にミニバラ、シクラメン、ポインセチア、花苗等、当地域の鉢物生産を担う若手が26名います。彼らは、栽培技術向上や経営改善意欲が高く、他地域の生産者の技術や今後の経営発展手法について学ぶ必要性を感じていました。

そこで、農業改良普及課では若手鉢物生産者の意見を聞き、平成22年度から先進地視察や情報交換会、他産地の若手生産者との交流会を開催してきました。

その結果、彼らの産地意識が高まり、仲間のは場巡回や視察研修、経営に関する勉強会などの要望が出されるようになりました。今後も、関係機関と連携しながらマーケティングに基づいた商品づくりや経営戦略の立て方などの研修会を開催し、若手生産者の組織活動を推進していきます。



意見を交換し合う鉢物生産者たち

明日の水田農業を切り開く

稲作農業者は、農産物の価格低迷や輸入自由化など先行き不透明な状況下で、地域農業を支えていくため、規模を大きくして生産費を抑えたり、水稲に加えて麦や大豆を計画的に栽培したり、水田に直接稲の種子を播く不耕起V溝直播栽培に挑戦したりしています。

こうした稲作農業者の規模拡大を支援するために、農協が仲介し、農家の高齢化などにより耕作することが難しくなった水田を耕作したい農業者に斡旋する農地利用集積円滑化事業を推進しています。

愛知西農協は、この事業に積極的に取り組んでおり、規模拡大加算（戸別所得補償制度）などを活用し、一宮市と稲沢市で434ha（平成23・24年度計）の水田を斡旋しました。

稲作農業者は、多くの水田を効率的に利用して、水田農業の未来を切り開くために頑張っています。



不耕起V溝直播栽培の播種風景（稲沢市内）

基幹経営体は、本県の農業を支える基幹的な担い手として位置付ける経営体で、推定年間農業所得が1,400万円以上の企業的経営体と800万円以上の家族経営体を指します。

新規就農者の現状と就農支援

管内の農業所得を主とする主業農家数は年々減少しており、担い手の育成・確保は重要な課題となっています。

このような状況の中で、農業改良普及課では、新規就農希望者に対する就農相談を実施し、就農計画作成、農地確保、就農支援資金など営農資金の確保、研修先の紹介などの支援を市町・農協と協力して行ってきました。

その結果、過去3年の新規就農者は63名（法人就農21名、新規参入3名、Uターン28名、新規学卒11名）となりました。

また、新規就農者を対象に、自己の経営把握及び将来計画の樹立など、農業経営に必要な研修会を実施し、新規就農者の資質向上に努めています。



新規就農者に対するセミナー

新規就農事例（ミニトマト農家）

飯田実さんは大学卒業後、会社員として勤務していましたが、お子さんの誕生をきっかけに、「自分で安心・安全な食べ物が作りたい」と平成17年に就農を決意し、農業大学校などで研修を受け、平成21年11月に名古屋市内で就農し、ミニトマト栽培を始めました。

就農当初、出荷は取引先との全量契約を考えていましたがうまくいかず、販売方法を模索する中で、ハウスでの直売を開始しました。今では、飯田さんの栽培する高糖度のミニトマトが地域で好評となり、週に一度の直売日には長い行列ができることもあるそうです。

今後は経営面積を拡大するとともに加工品の開発など6次産業化に取り組むなど更なる農業経営の発展を目指しています。



飯田氏とミニトマトジュース・ミニトマトの栽培

耕作放棄地を再生して農業塾卒業生に貸し出し

瀬戸市においては耕作放棄地が29haあります。耕作放棄地対策は市の重要な課題となっており、市では関係機関で構成する瀬戸地域アグリカルチャー推進協議会¹（以下、協議会）を平成22年3月に設立し対策を講じてきました。

土地所有者が市や農協に耕作放棄地の提供の申出をし、協議会がその申出のあった農地の検討を行い、再生の可能性があると判断した157aの農地について再生を図りました。そのうち、雑木が生えて抜根作業が必要な66aについては、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用しました。

協議会では、耕作放棄地対策は新たな担い手の育成が必要不可欠との考えをもち、その手法として平成22年度に農業塾²を開設しました。平成23年度末現在で、意欲ある農業塾の卒業生26名に再生農地が貸し出されています。今後は、耕作放棄地の所有者に対しアンケート調査を行い、提供可能な農地を積極的に把握して、卒業生に貸すことで耕作放棄地を解消していきたいと考えています。

他にも、小学生の稲作体験に利用されており、農業理解の向上につながっています。

年 度	面積	筆数	内 容
平成22年度	60a	10筆	農業塾卒業生向けの農園として再生
平成23年度	76a 21a	9筆 3筆	農業塾卒業生向けの農園として再生 小学生向けの稲作体験農場として再生



再生前の耕作放棄地



農業塾卒業生向けの農園

1：瀬戸地域アグリカルチャー推進協議会

市、農事組合、農業委員会、農協等で組織され市が事務局です。耕作放棄地対策を含めた各施策について市だけで解決できない課題を連携して解決しています。

2：農業塾（正式名：瀬戸農業塾）

協議会が開設しており、農業を始めたい人を対象として地元農業者の指導を実施しています。平成23年度は野菜づくりコース(家庭菜園志向)を27世帯、担い手コース(将来の担い手志向)を12名が受講しました。

完成まであと4年、福田川河口第2排水機場

福田川は尾張平野の西部を縦貫し、流域農地の基幹水路として古くからかんがい排水に利用され、河口部には各種事業により排水ポンプの増強が図られてきました。

しかし、昭和30年代後半から地盤沈下が進行し、既存の排水ポンプでは能力不足となり、度重なるたん水被害が発生する状況となったため、地盤沈下対策事業（福田川地区）として、口径2.6mの排水ポンプ6台（総排水量90m³/s）を整備しています。

平成27年度完成を目指し、現在福田川河口第2排水機場(名古屋市港区)の排水ポンプを2台製作中です。なお、福田川河口排水機場の4台の排水ポンプは平成13年度までに完成しています。

地盤沈下により能力不足となった排水ポンプを整備することにより、農地や周辺集落を洪水などの自然災害から守ります。



製作中の排水ポンプ

大雨による排水不良の改善

尾張地域は、都市近郊の農業地域ですが、近年、都市化が急速に進んだことによる雨水流量の増大や、経年変化に伴う排水施設の機能低下等により、農地及び宅地・道路等においてしばしば排水不良が起き、たん水被害が生じています。このため、農業経営の安定化等を図ることを目的として、用排水路や排水機場などの農業用施設の整備を行っています。

平成23年度は、用排水施設整備事業大里南部地区(稲沢市)及び高雄東部地区(丹羽郡扶桑町、大口町)、たん水防除事業五明千秋地区(一宮市、江南市)の農業用排水路等の整備を完了しました。

上記3地区の流域(104ha)における排水不良が改善されましたので、近年多発する集中豪雨などの自然災害から農地や周辺集落を守ることができます。



たん水防除事業五明千秋地区で整備した排水路

都市部の水耕葉菜でGAP手法に取り組む

消費者との距離が近い都市部の農業では、環境と安全に配慮した農業の推進が一層重要となっています。こうした中、名古屋市で水耕葉菜(ネギ、ミツバ)を生産している丸前出荷組合(4戸)では、平成23年度から農薬や病虫害防除を重点に、33のチェック項目を設け、GAP手法に取り組みました。

平成23年度はチェックシートで点検を年4回実施し、その結果を取りまとめ、農業改良普及課が改善策を作成し、生産者にフィードバックすることにより、作業等の改善を進めてきました。

また、2月にはGAP手法の研修会を開催し、1年間の取組の反省と次年度の取組方針を検討し、平成24年度はチェック項目を6項目増やし、新たに衛生管理にも重点的に取り組むことになりました。これらの活動により、GAP手法への取組の定着・強化ができました。



水耕ネギ栽培状況

当たり前の安全に、安心をのせた産地として

～ J A 愛知西なす協議会 ～

J A 愛知西なす協議会では、部会員の安全・安心への意識を高めるため、平成22年10月からGAPチェックシートの記帳を行っています。シートは、衛生管理について毎日チェックするシートと、農薬や肥料の管理や適正使用について月1回チェックするシートからなります。

ナスの栽培終了後に部会が回収・集計し、実施できなかった項目の洗い出しをしました。その結果、「住宅地内や住宅地に隣接した農地で農薬を散布する時には、施設外に看板を提示し、近隣に周知するようにしている」の項目があまり実施できていないことがわかりました。

そこで、平成23年度から部会員全員に[農薬散布中]の看板を配り、農薬散布時には必ずハウス外に掲示するよう取り組んでいます。



農薬散布時に掲示している看板

消費者の食品表示への信頼確保のために

食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択したり、適正に利用したりする上で重要な情報源となっています。

このため、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に基づく表示が正しく行われているかを、農政課職員が322か所の食品小売店に出向き調査しました。その結果、161か所で名称や原産地の表示欠落等が見つかり改善指導を行いました。

また、100名の消費者の方に愛知県食品表示ウォッチャーを委嘱し、日常の買い物の中で458か所の食品小売店の食品表示についてモニタリングをしていただきました。その結果、44か所で疑わしい表示が見つかり、農政課職員が確認調査を行い改善を指導しました。

今後も継続して監視活動を実施し、適切な食品表示の実施を推進していきます。

愛知県では、

「毎月第1木曜日を食品適正表示の日」
と定め、食品表示の適正化を推進しています。



食品小売店における食品表示調査

農業者に正しい食品表示を理解していただくために

尾張地域では、都市近郊としての地理的優位を活かして、農業者が新鮮で安全な農産物や手作り加工品を、農協の常設店舗や朝市などで直接消費者に販売する産地直売が盛んに行われ、消費者からも支持されています。

産地直売所で販売する農業者に正しい食品表示を理解していただくために、食品表示研修会を9回開催し、約600名の参加がありました。研修は、産地直売所で販売されている生鮮食品や加工食品の表示例やこれまでの食品表示調査の中で見受けられた不適正な事例を中心に行いました。

参加者の適正表示への関心は高く、自らが販売する加工品の表示方法など具体的な質問も数多く出されました。

消費者の産地直売所に対する信頼が得られるよう、今後も継続して研修会を開催していきます。



食品表示研修会